

# 香川高等専門学校いじめ対策委員会規程

令和2年7月16日制定

## (趣旨)

第1条 この規程は、香川高等専門学校内部組織規則第22条第2項の規程に基づき、香川高等専門学校いじめ対策委員会（以下、「いじめ対策委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

## (目的)

- 第2条 いじめ対策委員会は、香川高等専門学校高松キャンパス及び詫間キャンパス（以下、「各キャンパス」という。）における、次の各号に掲げる事項について審議する。
- 一 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第1項に掲げるいじめであるかの判断に関する事
  - 二 いじめの状態がいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に掲げる重大事態であるかの判断に関する事
  - 三 いじめの事実関係の調査並びに対策の方針に関する事
  - 四 香川高等専門学校いじめ防止等基本計画やそれに基づく取組等の点検・評価及び見直しに関する事
  - 五 その他各キャンパスにおけるいじめ対策に関する事

## (組織)

第3条 いじめ対策委員会は、各キャンパスに置き、当該キャンパスにおける次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 校長
- 二 副校長
- 三 事務部長
- 四 教務主事
- 五 学生主事（いじめ防止対策室長兼務）
- 六 寮務主事
- 七 学生相談室長
- 八 学務課長または学生課長
- 九 その他校長が必要と認め指名する者（学外者も含む。）

## (委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
  - 3 委員長に事故あるときは、副校長がその職務を代行する。

## (報告)

第5条 委員長は、必要に応じいじめ対策委員会の審議結果を企画運営会議に報告するものとする。

## (事務)

第6条 いじめ対策委員会の事務は、学務課または学生課において処理する。

## 附 則

- 1 この規程は、令和2年7月16日から施行し、令和2年6月30日から適用する。
- 2 香川高等専門学校いじめ対策会議規程（平成27年3月3日制定）は廃止する。